最終更新日：2015年7月1日

株式会社フジシールインターナショナル

取締役　代表執行役社長　　岡崎　成子
問合せ先：FSI本部（06-6350-3278）
証券コード：7864
http://www.fujiseal.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「包んで価値を、日々新たなこころで創造します。」を経営理念に、飲料、食品、日用品、医薬品など業界のお客様の課題や要望に応えるパッケージを開発・提供することで、成長してきました。
お客様のパッケージへのニーズを理解し、差別化した商品（開発力・提案力・供給力）を提供することで、お客様に一番に指名され続けるパートナーになることを、経営の基本方針としております。
また、当社は企業価値の向上のため、株主の権利・利益の保護、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係の構築、経営の透明性の確保及び有効な経営監視体制の構築が不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。
当社は、これらの目標・取組みとともに株主の皆様をはじめ取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期に亘る安定的な向上を目指して努力してまいります。
この観点より、経営の意思決定、業務執行及び監督、さらにグループの統制、情報開示などについて適切な体制を整備し、必要な施策を実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社創包	3,120,000	10.37
公益財団法人フジシールパッケージング教育振興財団	1,500,000	4.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,350,700	4.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1,146,900	3.81
岡崎成子	901,560	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口820079255）	900,480	2.99
藤尾正明	900,380	2.99
藤尾弘子	892,480	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	690,500	2.29
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	669,618	2.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】に関して、平成27年3月31日現在の株主名簿により記載しております。
なお、株式会社創包の代表者は岡崎成子であり、議決権行使の実質的な権限を有することから、当社の主要株主である筆頭株主は岡崎成子であります。

【大量保有報告書】
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成26年10月2日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年9月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
氏名又は名称住所：ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（1601 Cloverfield Blvd., Suite 5050N, Santa Monica, CA 90404 USA）
保有株券等の数：1,743千株
株券等保有割合：5.8%

スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成27年4月2日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年3月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができま

せんので、上記大株主の状況には含めておりません。
氏名又は名称住所：スパークス・アセット・マネジメント株式会社（東京都品川区東品川2丁目2番4号天王洲ファーストタワー）
保有株券等の数：2,004千株
株券等保有割合：6.7%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数 更新	9名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤　文夫	他の会社の出身者											
渡加　裕三	他の会社の出身者											
遠山　明	他の会社の出身者											
塩路　広海	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
加藤　文夫	○	○	○	○	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 ＜重要な兼職の状況＞ 静岡県教育委員会委員	持株会社の経営者、また教育関係者として豊富な経験および幅広い見識をもっておられ、持株会社としての当社グループの機能体制の充実やグループ経営の推進に対して独立的な経営判断ができること、また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため
						化学の分野における研究開発部門の責任者

渡加　裕三	○	○	○	○	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づ く独立役員です。 ＜重要な兼職の状況＞ YTテクノフロンティア代表	およびグローバル展開をされている会社の取締役としての経験があり、技術的な視点および経営的な視点などその専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営判断ができること、また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため
遠山　明	○	○	○	○	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。	エンジニアリング分野を中心に保全・プロジェクト・技術開発の責任者として、ものづくりにおける豊富な経験および幅広い見識等を踏まえた独立的な経営判断ができること、また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため
塩路　広海	○	○	○	○	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 ＜重要な兼職の状況＞ 塩路法律事務所所長 株式会社立花エレテック社外監査役	弁護士実務を通じて培われた豊富な経験および幅広い見識をもっておられ、専門的見地に基づき独立的な経営判断ができること、また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断されるため

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	5	0	1	4	社内取締役
報酬委員会	5	0	1	4	社内取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	12名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
岡崎 成子	あり	あり	○	○	なし
園田 隆人	なし	あり	×	×	なし
古澤 力男	なし	あり	×	×	なし
相川 律男	なし	あり	×	×	なし
植田 敬之	なし	なし	×	×	なし
高橋 賢司	なし	なし	×	×	なし
阪口 善直	なし	なし	×	×	なし
植田 將二朗	なし	なし	×	×	なし
城川 雅行	なし	なし	×	×	なし
Joaquin Muntane（ホアキン・ムンタネ）	なし	なし	×	×	なし
Koen Buijtenweg（クーン・バイテンウェッヘ）	なし	なし	×	×	なし
古瀬　紳一郎	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査担当者等の異動、人事考課および給与改定については、あらかじめ監査委員会の同意を要するものとします。
また、執行役は、監査担当者等がその職務を遂行する上で不当な制約を受けないよう配慮しなければならず、監査担当者等はその職務を遂行す
る上で不当な制約を受けたときは、監査委員会または監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができるものとします。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

＜監査委員会と会計監査人の連携状況＞
当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しております。
会計監査業務を執行した公認会計士は、後藤紳太郎氏及び生越栄美子氏であり、補助者は公認会計士13名、その他12名であります。
会計監査人とも緊密な連係を保つとともに、定期的に監査方針や監査意見交換などを行う会合を開催しています。
監査委員会と会計監査人は3回/年の会合をもっております。
1. 期首に年間監査計画討議（6月）
2. 第2四半期監査報告（12月）
3. 期末監査報告（5月）

＜監査委員会と内部監査室との連携状況＞
監査委員会は、グループ内部監査室と定期的に報告・調整を行うための連絡会を実施しています。
当社はホールディングカンパニーとして、フジシールグループ（以下、FSG）の経営戦略に沿ったグループ全体の経営管理を行っており、取締役会ではFSGの経営に関する重要事項の決定・承認および全てのグループ会社の業務執行報告を行っています。
また、グループ内部監査室は、FSG各社の業務を所管する部署と連携して内部統制の状況を把握し、監査委員会に報告するとともに、必要に応じて改善策の提案を行っています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績目標の達成度に応じて、インセンティブが支給される仕組み。達成度によって支給がゼロの場合もあります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び執行役、社外取締役の別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（報酬の額）
社内取締役及び執行役、社外取締役の別に総額を開示
平成27年３月期における取締役及び執行役に支払った報酬は、取締役：5名 33,384千円（うち社外取締役3名 18,108千円）、執行役3名 130,142千円で合計8名 163,526千円であります。
（注）1．期末現在の人員は、取締役8名（内社外取締役3名）、執行役11名（内取締役を兼務3名）であります。
上記の取締役の人員数には、平成26年6月25日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2．取締役と執行役を兼務している者の報酬は、執行役に含めております。
3．執行役の内、子会社の業務執行を主とする者の報酬は、子会社で支払っております。

（報酬委員会による取締役および執行役が受ける報酬額等の決定に関する方針）
報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬内容の決定に関する方針を以下のとおり定めました。報酬委員会は、当方針により取締役および執行役が受ける個人別の報酬を決定するものであります。
イ．基本方針
当社の取締役および執行役の報酬は、各人の経歴・職歴・職務・職責に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮のうえ、決定します。
ロ．取締役の報酬
取締役の報酬については定額とし、その支給水準については当該年度の基本方針のもと、常勤・非常勤の別、取締役としての職務の内容を考慮して決定します。
なお、執行役を兼務する取締役に対しては、執行役報酬を主体に支給します。
ハ．執行役の報酬
基本報酬と業績連動報酬で構成します。基本報酬は各執行役の職務・職責に応じた定額とし、業績連動報酬は各執行役が分掌する部門の業績達成度等に応じて決定した額とします。
なお、一定額に達した場合は、業績連動報酬の一部を当社株式で支給します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局や各委員会事務局が窓口兼サポート役を担っており、連絡は電話やメールを使用し、タイムリーに対応しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、委員会設置会社であり、グループ全体の経営に対するコーポレート・ガバナンスを強化し、株主・投資家に対して経営に対する透明性の向上を図っております。
取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成されており、取締役会の下には過半数を社外取締役で構成する指名・報酬・監査の3委員会を設置し、さらに監査委員会の下に監査委員会の職務を補助する組織として「グループ内部監査室」を設置して、経営に関する監督機能を強化
しております。

＜取締役会＞
取締役会は年4回を定期開催とし、必要な場合は臨時取締役会を開催しております。（平成27年３月期は18回開催いたしました。）
取締役会開催とあわせ、各執行役・各社社長による業務執行報告を実施し、また各執行役・各社社長は月次でも定量的・定性的な報告を実施しております。

＜指名・報酬・監査委員会＞
各委員会メンバーは透明性と独立性を保つため、指名・報酬委員会は社外取締役4名と社内取締役１名の5名体制、監査委員会は社外取締役4名とし、年間計画に基づき開催しております。
（平成27年３月期は、指名委員会6回、報酬委員会6回、監査委員会6回それぞれ開催いたしました。）
各委員会には事務局を設置し、委員会の円滑な運営をサポートしております。
指名委員会では取締役候補者・執行役の選任につき、選任基準に照らし、検討決定しております。
報酬委員会では取締役・執行役の報酬につき、基本報酬額・インセンティブ額・評価項目を検討決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は委員会設置会社の体制を採用しており、社外取締役4名が各自の経験や見識に基づいた監査機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化を行っております。当社が現状の体制を採用している理由は次のとおりであります。
・グループ全体の経営に対するコーポレート・ガバナンスを強化する。
・株主・投資家に対する経営の透明性を向上する。
・各事業会社における業務執行とグループ経営との役割を明確にし、グループ戦略の効率と質を向上する。
・社外取締役の活用により、視野を広げた戦略と変化へのスピードアップを図る。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第57期定時株主総会の招集通知は、平成27年6月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第57期定時株主総会は、平成27年6月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話から株主名簿管理人の議決権サイトを利用して電磁的に行使をすることができます。
その他	第57期定時株主総会の招集通知は、弊社HPに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主・投資家の皆様に対し、投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合等の重要情報の開示については、証券取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則等に沿って情報開示を行っています。また、諸法令や適時開示規則等が定める重要事実に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様にとって有用と判断される情報については、可能な範囲でタイムリーかつ公平に開示します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、証券会社主催の説明会に参加しております。代表者が出席できないときは、経企・IR担当が参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算・期末決算における説明会を開催しております。直近では、平成27年5月13日に弊社取締役代表執行役の岡崎成子が、アナリストおよび機関投資家の方に対し、当社グループの中期経営計画について説明をいたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRのホームページ（http://www.fujiseal.com/jp/ir/financial/index.html）において、次の資料を掲載しております。（業績・財務情報、各種IR報告、株主・株式情報、IRカレンダー、よくあるご質問、会社情報、お問い合わせ、免責事項、ディスクロージャーポリシー、株価情報、電子公告）	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIR担当部署は、IRグループ（担当者：若杉）であり、情報取扱責任者は取締役及び執行役（財務担当）園田隆人であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「FSG倫理綱領」の中の『FSG倫理規範』に、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内全グループにおいてISO14000を取得し、環境保全活動を推進すると共に、シュリンクラベルを中心としたパッケージの事業を推進するなかで、環境を配慮した製品の開発と提供に注力 しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー規程」を制定し、適時・適切な開示活動に努めるよう、情報提供に係る方針等を策定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 経営の基本方針
フジシールグループ（以下、FSG）は、「包んで価値を、日々新たなこころで創造します」を経営理念に掲げ、これをFSGのすべての役員・社員が職務を執行するにあたっての基本方針として企業努力を続けています。
FSGは、この経営理念の下、適正な職務執行のための体制を整備し以下の内部統制システムを構築しています。
2. 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する組織をグループ内部監査室とし、補助すべき使用人はグループ内部監査室に所属するグループ内部監査室長、同所属社員およびグループ内部監査室長が監査委員会の許可を得て任命した監査担当者（総称して「監査担当者等」）とします。
3. 前号の取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査担当者等の異動、人事考課および給与改定については、あらかじめ監査委員会の同意を要するものとします。
また、執行役は、監査担当者等がその職務を遂行する上で不当な制約を受けないよう配慮しなければならず、監査担当者等はその職務を遂行する上で不当な制約を受けたときは、監査委員会または監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができるものとします。
4. 執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制
監査委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査委員会に出席する取締役、執行役およびその他の使用人は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明しなければなりません。
なお、執行役は以下の事項を報告すべき事項とします。
イ. 取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項。
ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実。
5. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会は、グループ内部監査室と定期的に報告・調整を行うための連絡会を実施しています。
また、「グループ内部監査規程」を制定し、内部監査の円滑かつ効果的な運営を図る体制をとっています。さらに会計監査人とも緊密な連係を保つとともに、定期的に監査方針や監査意見交換などを行う会合を開催しています。
グループ内部監査室は、海外子会社を含めたFSG全体を対象にした内部監査の仕組みを確立し、方針管理、経営リスク管理を行い、FSGの内部統制の整備および内部監査体制の向上を図っています。
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社はホールディングカンパニーとして、FSGの経営戦略に沿ったグループ全体の経営管理を行っており、取締役会ではFSGの経営に関する重要事項の決定・承認および全てのグループ会社の業務執行報告を行っています。
「グループ会社管理規程」および「FSG職務権限規程」を定め、これらの規程に基づく当社への決裁、報告制度によりFSG各社の事業活動の管理および支援を行っています。
グループ内部監査室は、FSG各社の業務を所管する部署と連携して内部統制の状況を把握し、監査委員会に報告するとともに、改善策の提案を行っています。
7. 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「FSG倫理綱領」、「コンプライアンス管理規程」、「役員規程」を制定し、コンプライアンス委員会および相談ホットラインを設置しております。
コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス管理規程」に基づき重要な問題や重大な違反に関する再発防止策、課題の審議・決定を行います。適宜、取締役会に報告すると共に、経営上重要な判断を伴う場合は取締役会に審議・決定を依頼します。また、体制の維持・向上を図り、啓発教育を実施します。
また、FSGの役員・社員が、疑義ある行為についてコンプライアンス委員会または社外の弁護士に直接通報できる制度（相談ホットライン）を設け、運営をしています。
FSGの役員によるコンプライアンス宣言書への署名およびFSGの役員・社員へのコンプライアンスカードの配布ならびに教育により、法令、社内規程遵守および企業倫理に則って行動するための指針を明確にし、これらの実効性の確保に努めています。
8. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
執行役は、当社およびグループ会社の株主総会ならびに取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、契約書等執行役の職務の執行に係る重要書類については、10年以上保管するものとし、監査委員会等からの閲覧の要請に備えるものとします。
9. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
FSGを取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針および管理体制を定めた「リスク管理基本規程」を制定し、経営の健全・安定化を図り、これにより経営効率を高め、株主の利益および社会的信用の向上を図ることとしています。
リスク管理基本規程に基づき想定されるリスクの周知および共有化を図り、当該リスク発生時の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、周知を行っています。
また、リスク管理機能については、グループ内部監査室の実施する内部監査および必要に応じて実施される第三者によるリスク管理体制の監査により検証し、監査委員会および代表執行役に報告することとしています。
10. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「役員規程」「組織規程」および「稟議規程」に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。
IT技術を活用してテレビ会議などで業務の効率化を図ると共に、経営上重要な情報を識別し、確実にこれを取締役会にフィードバックする体制をとっています。
経営理念を機軸に制定した中期経営計画、および年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その業務執行状況を取締役会に報告し、取締役会の評価を受けます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
FSGは、“市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、断固たる態度で対応すること”を基本方針としています。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
FSGは、「FSG倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し、役員、社員の行動規範として定めています。
「企業防衛対策協議会」に加盟しており、総務部門を主管として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うこととしています。
また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を遮断することを可能とする取り決めを各取引先との間ですすめるとともに、弁護士及び警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

フジシールグループの企業価値向上のため、コーポレートガバナンスの充実に向けて、経営の意思決定、業務執行及び監督、さらにグループ統制、情報開示などについて適切な体制を整備し、必要な施策を実施してまいります。
（添付資料）
- コーポレート・ガバナンス体制模式図
- 適時開示体制概要の内容

フジシールグループ　コーポレートガバナンス機構

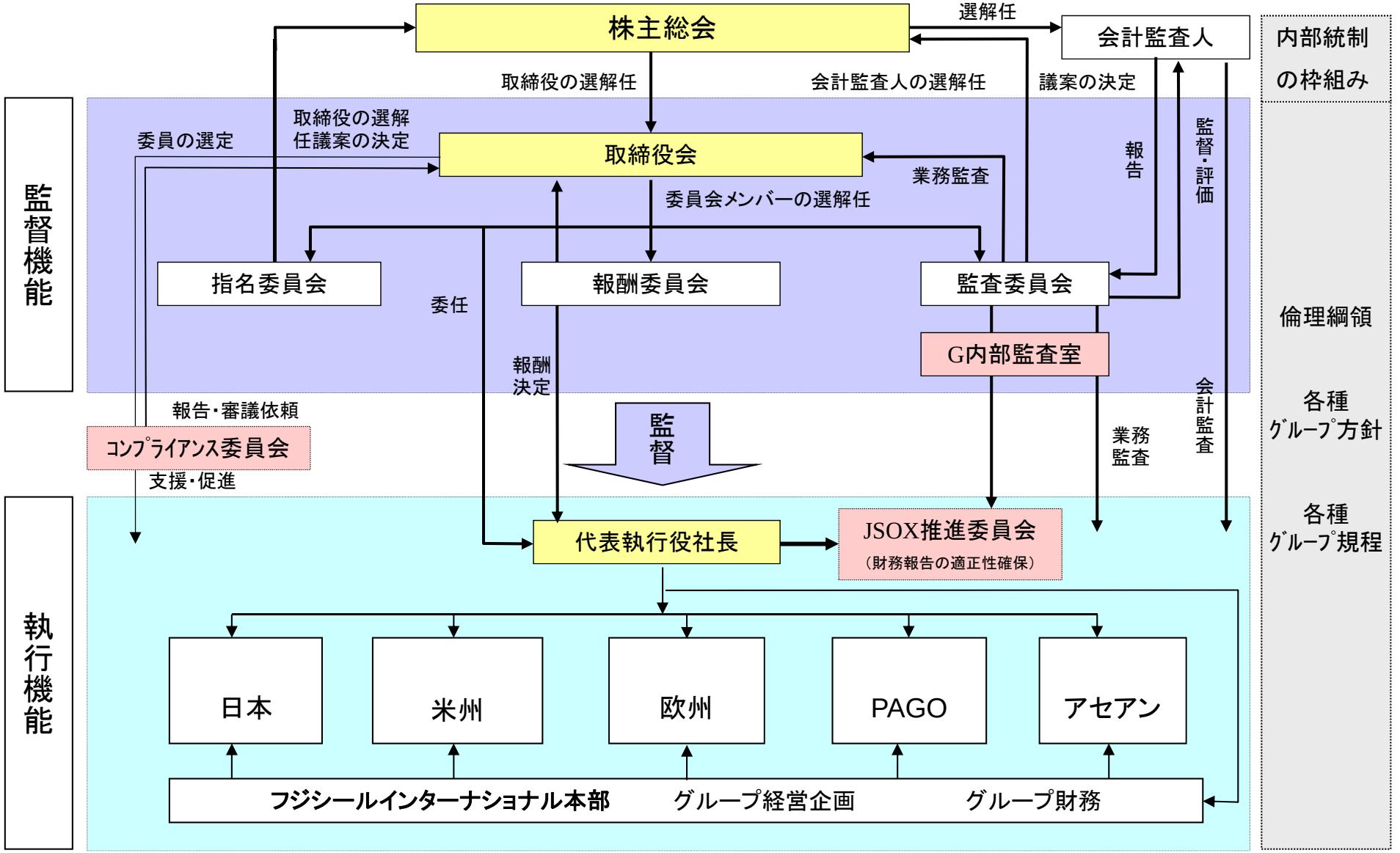

□適時開示体制概要の内容

1. 内部統制の環境

当社は、委員会設置会社であり、グループ全体の経営に対するコーポレートガバナンスの強化および株主・投資家に対して、経営に対する透明性の向上を図っております。取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成されており、取締役会の下には社外取締役が過半数で構成する指名・報酬・監査の3委員会を設置し、さらに監査委員会の下に「グループ内部監査室」を設置して、経営に関する監督機能を強化しております。

また、当社は、ホールディングカンパニーとして、フジシールグループの経営戦略に沿ったグループ全体の経営管理を行っており、取締役会ではフジシールグループの経営に関する重要事項の決定・承認および全てのグループ会社の業務執行報告を行っております。

2. 会社情報の開示方針

当社は、会社情報の適切な開示に関して、当社取締役会で決定した事項や各グループ会社の業務執行報告などで把握した事項のうち、証券取引法その他関連法令の定める「企業内容等の開示制度」および東京証券取引所の定める「適時開示規則」により、開示が必要な重要事項、投資家の投資判断に有用な情報であると判断した情報について、適時・適切な開示活動に努めております。

3. 当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

決定事実

当社取締役会の事務局であるフジシールインターナショナル本部＜以下、FSI本部とする＞が策定、または各グループ会社から付議された議題について、適時開示項目に該当するか、FSI本部において事前に検討しております。

適時開示項目に該当すると判断される場合、開示内容を立案し、取締役会よって決議をすると同時に開示内容についての承認も行い、迅速に情報開示を行っております。

発生事実

発生事実については、各グループ会社の関係する担当役員等の報告をもとに、代表執行役社長および情報取扱責任者を交え討議・検討され、発生事実の情報が適時開示項目に該当するかの判断を行っております。

情報取扱責任者が、開示内容を立案し取締役会による決議を経て、また緊急の場合には取締役会に事後に承認を受ける方法で、迅速に情報開示を行っております。

決算に関する情報

当社の取締役会は、各グループ会社の執行責任者による業務報告を実施しており、全てのグループ業績に関しての情報を把握・管理しております。また、これらの各グループ会社の事業運営、経営成績または財政状態に関する情報は、当社FSI本部において集約・管理しており、これらの情報をもとに「業績予想の修正」等適時開示項目に該当するか、FSI本部において検討し、情報取扱責任者が判断を行っております。

適時開示項目に該当すると判断される場合、開示内容を立案し、取締役会による決議を経て、迅速に情報開示を行っております。

また、適時開示体制の概要（模式図）は〔別紙〕のとおりであります。

4. 会社情報の内部情報管理および内部者取引に係る社内体制

適時開示までの間における重要事実の取扱につきましては、内部情報の管理と内部者取引の未然防止を目的に、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を定めております。

内部情報の公表に関しては、証券取引法、関係政省令等に定める諸規則に基づき、内部情報の公表の方法、内部情報の開示、新聞記者等の取材に関して規定を行っており、また、自社株式の売買についても、役員のほか内部情報を知り得る可能性のある関係部署に所属する従業員及びその家族等（会社関係者）の自社株式の売買に対して、事前に情報取扱責任者に報告・承認を得なければならないなどの規制を行っております。

5. 会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、執行役から独立性をもたせ、監査委員会の傘下に「グループ内部監査室」を設置し、海外子会社を含めたグループ会社全体を対象にした内部監査の仕組みを確立し、方針管理、経営リスク管理を行い、当社グループ全体の内部統制の整備及び内部監査体制の向上を図っております。

〔別紙〕 適時開示体制の概要（模式図）

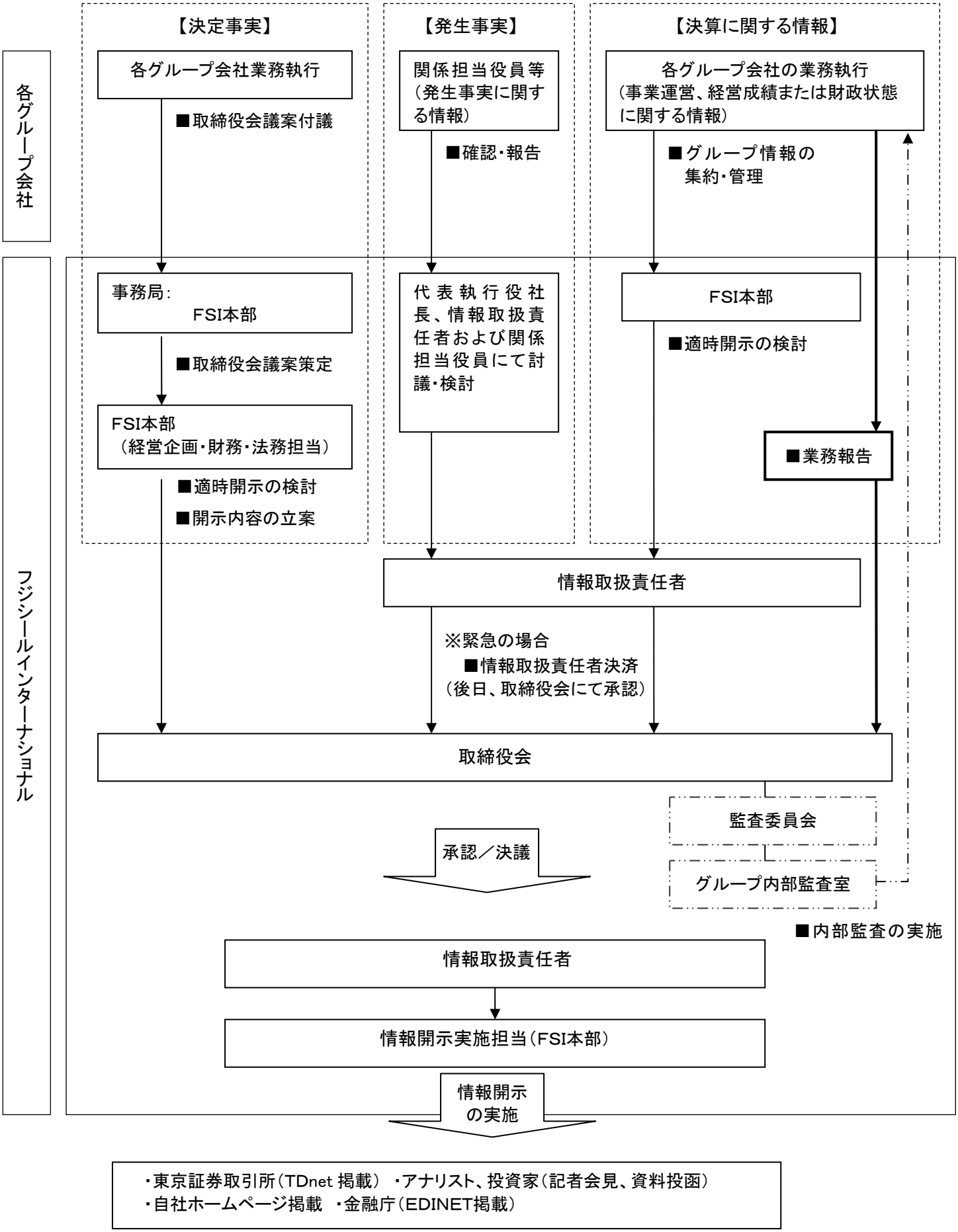

・東京証券取引所（TDnet 掲載） ・アナリスト、投資家（記者会見、資料投函）
・自社ホームページ掲載 ・金融庁（EDINET掲載）